



その車、あなたの運転免許 で運転できますか？

先輩・上司に車の運転を頼まれても、運転する前に**必ず自分で確認**しましょう。

見た目の大きさだけで判断すると、自分の免許で運転できない場合があります！

たとえば

◎ 普通免許で



準中型自動車

◎ 準中型免許で



中型自動車

車の運転は
自己責任

を運転すると・・・



無免許運転となり、免許が取消されます!!!

● 罰則：3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

● 違反点数：**25点**

☞ 取消した後、2年間は運転免許を受けることはできません。

特に、ふだん運転しない車を運転する前には、車検証で自動車の区分を確認する必要があります！

無免許運転に注意!!



岡山県警察

○ 無免許運転防止のチェックポイント

☑ 免許証のここをチェック

- ① 有効期限
- ② 免許の条件等
- ③ 免許の種類



☑ 車検証のここをチェック

運転できる車かどうかを確認

自動車検査証 令和0年0月00日 ○○運輸支局長 000000000000

自動車登録番号又は車両番号	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
車名	車体の形状					
車台番号	燃料の種類	総排気量又は定格出力				
型式	原動機の型式	前軸重	後軸重	後前軸重	後後軸重	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ

乗車定員 最大積載量 車両総重量



○ 運転できる自動車を知ろう

免許の区分	車両総重量 <i>注意!</i> 見落としやすい!	最大積載量	乗車定員	取得時期
普通免許	3.5トン未満	2トン未満	10人以下	
5トン限定 準中型免許	3.5トン以上 5トン未満	2トン以上 3トン未満	10人以下	H19.6.2~ H29.3.11
準中型免許	3.5トン以上 7.5トン未満	2トン以上 4.5トン未満	10人以下	
8トン限定 中型免許	3.5トン以上 8トン未満	2トン以上 5トン未満	10人以下	H19.6.1 以前
中型免許	7.5トン以上 11トン未満	4.5トン以上 6.5トン未満	11人以上 29人以下	
大型免許	11トン以上	6.5トン以上	30人以上	

※ 取得した免許より小さい区分の自動車は運転可能です。